

# JR精神障害者割引制度の導入について

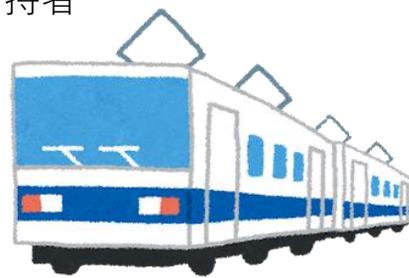
2025年4月1日より、JRグループで精神障害者割引制度が導入されます。

## 【対象者】

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの）の所持者

※第1種：精神障害者保健福祉手帳1級所持者

※第2種：精神障害者保健福祉手帳2級及び3級の所持者



## 【精神障害者割引制度の概要】

### 1 介護者の方と一緒にご利用になる場合

- ①手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
- ②割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 ・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割

### 2 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

※片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方 第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

※詳細は利用される公共交通機関へお問い合わせください。

**割引を利用するためには、手続きが必要な場合があります**  
**※手続きが必要な方は以下のとおりです。**

①顔写真の貼付がない方

写真貼付欄			
氏名			
住所			
生年月日			
障害等級	手帳番号		
自立支援医療費受給者番号			

交付日	
有効期限	
(更新)	
(更新)	
(更新)	年 月 日
(更新)	年 月 日
旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種	
愛媛県	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	

②旅客運賃減額の記載のない方

### ①顔写真の貼付がない方

手帳の再交付申請が必要です。  
 現在お持ちの手帳（有効期限があるものに限る）と  
 顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので1年以内に撮影されたもの）を  
 障がい福祉課までご持参ください。

### ②旅客運賃減額の記載のない方

現在お持ちの手帳（有効期限があるものに限る）に  
 追記いたしますので、手帳をご持参の上、障がい福祉課まで  
 ご来所ください。

〒790-8571

松山市二番町4丁目7番地2

松山市役所 障がい福祉課 精神手帳担当

電話:089-948-6018 FAX:089-932-7553